

空き店舗を改装して開業をする人に助成します

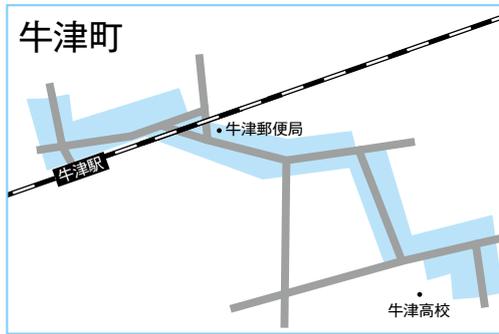
小城市ホームページから
空き店舗 補助 検索

問 商工観光課（東館1階）【担当】樋渡・光岡 ☎37・6129



対象エリア

※ただし、一部除外地域があります。



対象エリア内の空き店舗や空き家、空き倉庫などを活用し、飲食店や小売店などを新規出店する場合、その改装費に対して補助します。

対象地区 小城市および津津の対象エリア

採択件数 1件

補助金額 改装費の3分の2以内（最高100万円）

申込方法

各対象エリアを管轄する商工会議所および商工会にご相談ください。

・小城市エリア

小城市商工会議所

☎73・4111

・津津町エリア

津津芦刈商工会

☎66・0222

その他 改装工事着工後や改装工事途中の申し込みはできません。補助を希望する人は工期などについて必ず事前にご相談ください。

農地中間管理事業を利用しませんか

小城市ホームページから
農地中間管理事業 検索

問 農業委員会事務局（東館2階）【担当】西村・久原 ☎37・6126

農地中間管理事業とは、

佐賀県農業公社（農地中間管理機構）として佐賀県から指定）が、出し手から農地を借り受けて、経営規模の拡大や農地の集約化をする担い手に貸し付けることによって、農地の有効利用や農地利用の効率化を進めていくものです。

農地の借り受けを希望

農業公社または農業委員会事務局に申し込みください。

佐賀県農業公社

☎20・1590

募集期間

10月3日（月）～11月4日（金）

※土、日、祝日は受付できません。

農地の貸し付けを希望

農業委員会事務局にご相談ください。なお、中間管理事業を利用すると、固定資産税が減税される場合があります。

募集期間 随時

